

長野市地域公民館建設等事業補助金交付要綱

長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱（昭和50年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、地域住民の自治及び社会教育活動の振興を図るため、町、集落、地域自治会等の団体が行う地域公民館の建設、増改築、補修等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「地域公民館」とは、地域住民が自治活動及び社会教育活動を行うための集会、学習等の用に供する施設をいう。

（補助金の対象事業、対象経費及び補助率等）

第3 補助金の交付の対象となる事業、対象経費及び補助率等は、次のとおりとする。ただし、長野市地域公民館用地取得資金利子補給金交付要綱（平成25年長野市告示第505号）に規定する利子補給金の交付を受ける場合は、補助金の交付の対象となることができない。

対 象 事 業	対 象 経 費	補 助 率 等
地域公民館新築事業	地域公民館の建設工事（これに附帯する電気設備、給排水設備等の工事を含む。）に要する経費。ただし、1件100万円以上の事業に限る。	3分の1以内。ただし、1,300万円を限度とする。
地域公民館増改築・補修事業	既存の地域公民館の増改築又は既存の地域公民館の屋根、外壁、電気設備、給排水設備等の補修等に要する経費。ただし、1件10万円以上の事業に限る。	3分の1以内。ただし、180万円を限度とする。
地域公民館買収事業	既存の建物及びその敷地を地域公民館とするための買収及び当該建物の補修等に要する経費。ただし、1件10万円以上の事業に限る。	3分の1以内。ただし、1,300万円を限度とする。

2 地域公民館新築事業若しくは地域公民館買収事業又は地域公民館増改築・補修事業に係る補助金の交付を受けた地域公民館は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して、地域公民館新築事業又は地域公民館買収事業にあっては10年、地域公民館増改築・補修事業にあっては3年を経過する日までの間は、補助金の交付の対象としない。ただし、災害その他特別の理由により特に市長が必

要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4 規則第3条に規定する申請書は、長野市地域公民館建設等事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建設計画書
- (2) 見積書の写し
- (3) 設計図
- (4) 建物位置図
- (5) 施工前写真
- (6) 施工前写真撮影見取図
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第5 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市地域公民館建設等事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市地域公民館建設等事業中止・廃止承認申請書(様式第3号)

2 補助事業の内容を変更しようとする者は、前項第1号の申請書に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 建設計画書(変更後のもの)
- (2) 見積書の写し(追加工事分の見積書又は変更後の見積書)
- (3) 設計図
- (4) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第6 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市地域公民館建設等事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建設報告書
- (2) 領収書の写し又は請負契約書の写し
- (3) 売買契約書の写し又はそれを証する書類の写し(買収の場合に限る。)
- (4) 施工後写真
- (5) 施工後写真撮影見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第7 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市地域公民館建設等事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（書類の提出部数）

第8 この要綱により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和61年6月16日長野市告示第87号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、昭和61年度分の補助金から適用する。

（令和元年台風第19号による災害により被害を受けた地域公民館に係る特例）

2 令和元年度分から令和5年度分までの補助金に限り、令和元年台風第19号による災害により被害を受けた地域公民館に係る第3第1項の表の適用については、同項の表中

地域公民館増改築・補修事業	既存の地域公民館の増改築又は既存の地域公民館の屋根、外壁、電気設備、給排水設備等の補修等に要する経費。ただし、1件10万円以上の事業に限る。	3分の1以内。ただし、180万円を限度とする。
---------------	--	-------------------------

とあるのは

地域公民館改築・補修事業	令和元年台風第19号による災害により被害を受けた地域公民館の改築又は当該地域公民館の屋根、外壁、電気設備、給排水設備等の補修等に要する経費。ただし、1件10万円以上の事業に限る。	3分の2以内。ただし、360万円（被害の程度が半壊以下であるときは、180万円）を限度とする。
--------------	---	---

と、様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「増改築・補修」とあるのは「改築・補修」とする。

附 則（昭和62年6月11日長野市告示第73号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和63年6月8日長野市告示第57号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則（平成元年6月10日長野市告示第61号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則（平成2年5月15日長野市告示第57号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則（平成3年5月9日長野市告示第69号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成5年7月22日長野市告示第128号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則（平成6年4月21日長野市告示第80号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則（平成7年4月20日長野市告示第93号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則（平成8年5月1日長野市告示第107号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則（平成9年5月22日長野市告示第161号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則（平成10年5月8日長野市告示第122号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年4月1日長野市告示第184号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年6月11日長野市告示第504号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年4月1日長野市告示第179号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市地域公民館建設事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年4月1日長野市告示第180号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月8日長野市告示第510号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市地域公民館建設等事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった地域公民館の建設、増改築、補修等の

事業について適用し、同日前に交付申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 25 日長野市告示第 63 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年 10 月 12 日から適用する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日長野市告示第 655 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日長野市告示第 209 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4関係）

長野市地域公民館建設等事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

地域公民館 名 称
所在地
申 請 者 住 所
職 名
氏 名
連絡先（電話）

補助金 年度において、地域公民館建設等事業を下記のとおり実施したいので、
円を交付してください。

記

1 補助事業の種類 (1) 新 築 (2) 増改築・補修 (3) 買 収

2 補助事業を必要とする理由及び事業概要

3 補助事業実施の議決機関（会議）の名称及び議決の日

(1) 議決機関（会議）の名称

(2) 議決の日 年 月 日

4 関係書類

(1) 建設計画書 (2) 見積書の写し (3) 設計図 (4) 建物位置図
(5) 施工前写真 (6) 施工前写真撮影見取図 (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5関係）

長野市地域公民館建設等事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

地域公民館 名 称
所在地
申 請 者 住 所
職 名
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金交付決定の
あった 年度地域公民館建設等事業を下記のとおり変更したいので、承認して
ください。

記

1 変更の理由

- (1) 値引きによる支払額の減額変更
- (2) 工事減による支払額の減額変更
- (3) 工事増による支払額の増額変更
- (4) その他（)

2 変更の内容

3 関係書類

- (1) 建設計画書（変更後のもの）
- (2) 見積書の写し（追加工事分の見積書又は変更後の見積書）
- (3) 設計図
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第5関係）

長野市地域公民館建設等事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

地域公民館 名 称
所在地
申 請 者 住 所
職 名
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定
のあった 年度地域公民館建設等事業を下記のとおり中止・廃止したいので、
承認してください。

記

- 1 補助事業の種類 (1) 新 築 (2) 増改築・補修 (3) 買 収
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助事業を中止又は廃止とする理由
- 4 補助事業を中止又は廃止と決定した議決機関（会議）の名称及び議決の日
 - (1) 議決機関（会議）の名称
 - (2) 議決の日 年 月 日
- 5 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日

様式第4号（第6関係）

長野市地域公民館建設等事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

地域公民館 名 称
所在地
申 請 者 住 所
職 名
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あった 年度地域公民館建設等事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の種類 (1) 新 築 (2) 増改築・補修 (3) 買 収

2 補助事業の完了年月日

(1) 工事の完了日 年 月 日

(2) 工事代金支払（予定）日 支払完了（ 年 月 日）
 支払未完了

3 関係書類

- (1) 建設報告書
- (2) 領収書の写し又は請負契約書の写し
- (3) 売買契約書の写し又はそれを証する書類の写し（買収の場合に限る。）
- (4) 施工後写真
- (5) 施工後写真撮影見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類

